

# 有責配偶者の離婚請求

## I 離婚制度

### ① 離婚の実態

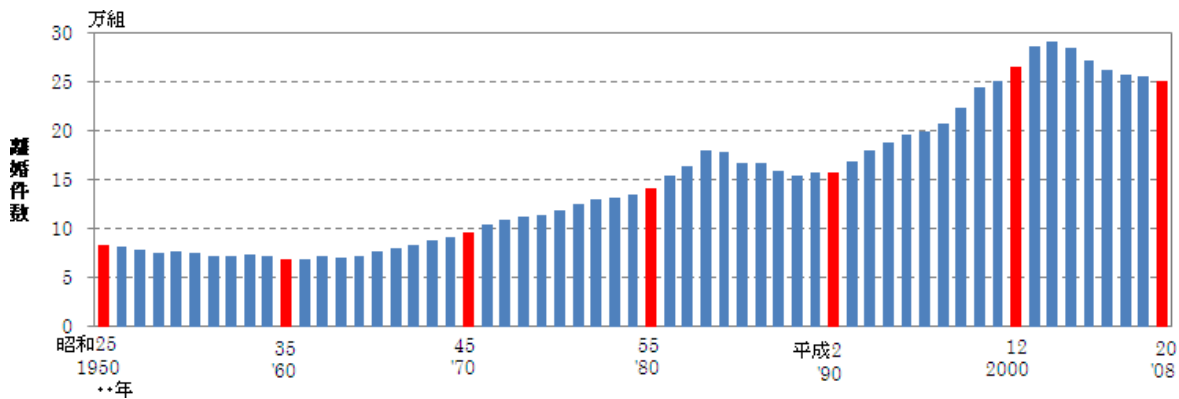
#### ① 離婚件数の増加

2014年度の離婚件数：22万2000組、離婚率（人口千対）は1.77

Cf) 2014年度の婚姻件数：64万9000組、婚姻率（人口千対）は5.2

1950年に8万件だったが、1965年頃から急激に増加し、2012年には約23万5406件を記録した。この60年間で約3倍になった。

離婚件数の増加は世界的な傾向でもある。



(厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/rikon10/01.html>)

#### ② 中高年離婚の増加

1950年では、20歳代の離婚率が最も多く、30歳代も合わせると全体の8割を占め、40歳代以上の離婚は約2割に過ぎなかった。

その後、20歳代、30歳代を合わせた離婚数は減少し（2012年は約6割）、40歳代以上の離婚数が増加した。

## ② 離婚の方式

### ① 協議離婚（2012年には全体の87.1%）

離婚意思の合致と、離婚届の提出が必要。  
実質的な審査は必要ない。

### ② 調停離婚（10%）

当事者の協議では離婚の合意が成立しない場合、いきなり家庭裁判所に離婚訴訟を提起するのではなく、まず調停を申し立て、調停において夫婦関係を調整する。（調停前置主義）

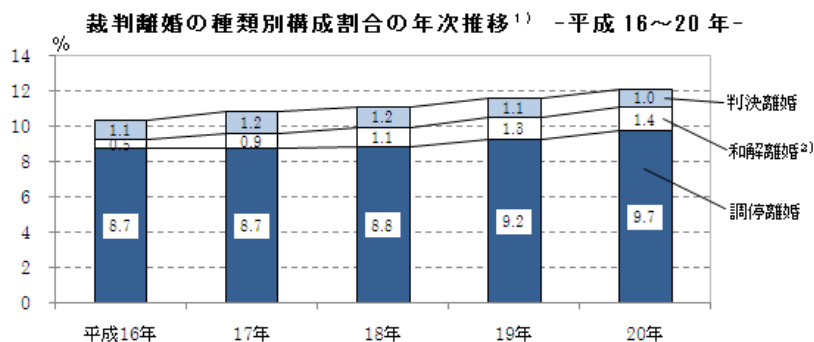
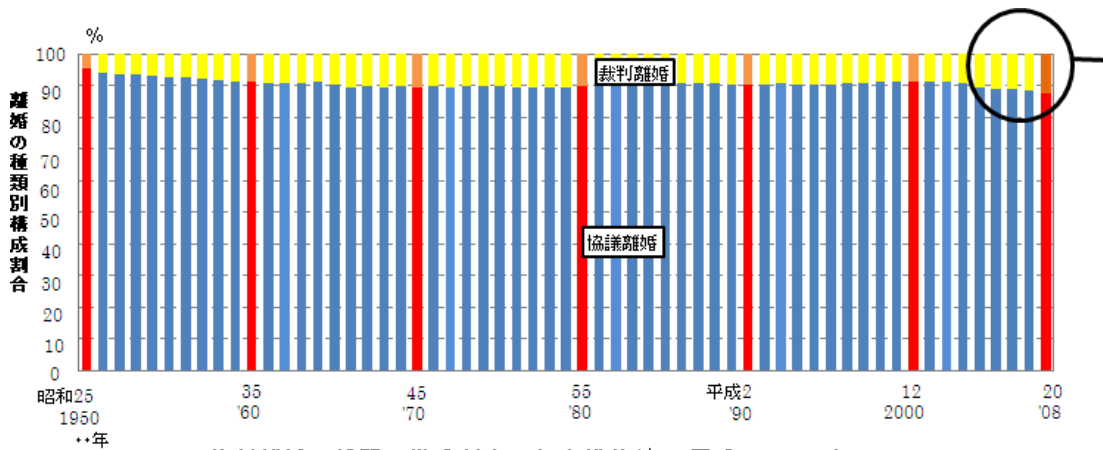
### ③ 審判離婚（0.03%）

離婚の合意は成立したが、財産分与等の離婚条件に関するわずかな意見の相違で調停が成立しないような場合、家庭裁判所が相当と認めるときには、職権で、調停に代わる審判をすることができる。しかし、審判に異議の申立てがなされると、審判は失効するため、ほとんど利用されていない。

### ④ 裁判離婚（2.8%）

### ⑤ 和解離婚

2003年に制定された人事訴訟法により創設された。裁判中に和解が成立する。



注：1）審判離婚と認諾離婚は割合が少ないため表示されていない。

2）平成16年の和解離婚は4月からの数値である。

### ③ 離婚原因をめぐる2つの主義

離婚理由として、「婚姻を継続しがたい重大な事由」があることが究極の決め手になるが、「婚姻関係の破綻」が認められた場合に必ず離婚が認められるかということ、有責主義と破綻主義の考え方によって結論が分かれる。

#### (1)有責主義

相手方に不貞行為や遺棄など有責な原因があった場合にのみ離婚を認めるもの。相手方の義務違反、有責性を離婚原因とする。この考えでは、極端に言えば長期間別居状態になり婚姻関係が完全に破綻して居る場合でも離婚を求める相手方に有責な原因がない限り離婚は認められない。

#### (2)破綻主義

長期間の別居状態或いは同居していても家庭内離婚状態などの破綻状態になった場合相手方に有責行為が無くても離婚を認めるもの。客観的にみて婚姻関係が破綻していることを離婚原因とする。

##### ①消極的破綻主義

有責配偶者からの離婚請求は認めない

##### ②積極的破綻主義

有責配偶者からの離婚請求でも、婚姻関係が破綻していれば離婚請求を認める

#### Ex)・欧米

1960年代から70年代にかけて、有責主義から破綻主義へ移行

##### ・日本

有責主義と破綻主義が混合する法律（770条1項）

1947年の改正以降、欧米と異なり大きな改革はない

## Ⅱ 有責配偶者からの離婚請求

### ① 有責配偶者とは

→婚姻関係を継続する事が出来ない状況、つまり、婚姻を破綻させた原因を作った側の配偶者の事を指す。

ex) 不貞、婚姻費用を支払わない、DV...

### ② 現行法

→民法 770 条に裁判離婚についての定めがある。

#### 【民法 770 条】

① 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。

一、配偶者に不貞な行為があったとき。

二、配偶者から悪意で遺棄されたとき。

三、配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。

四、配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。

五、その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

② 裁判所は、前項第一号から第四号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

※ ①の一～四に関しては、相手方配偶者の側に離婚原因が存在する場合を具体的に定めたもので、離婚を請求する者の有責性は問題にならないといえる。

#### {問題点}

→①の五は破綻の原因が離婚を請求する配偶者の相手方にあることを要件としていない。



自らの有責行為によって婚姻関係の破綻を招いた有責配偶者が  
民法 770 条①項五号を理由として離婚を請求できるかが問題となっている。

### ③ 日本における考え方

#### 【従来】

→最高裁判所は、民法 770 条 1 項 5 号を制限的に解釈し、有責配偶者の離婚請求を否定してきた。

{代表的な判例} 最判昭和 27・2・19 民集 6 卷 2 号 110 頁

X と Y は、昭和 12 年以來夫婦として同居してきたが、昭和 18 年に婚姻を届け出た。X と Y との間に子がなかったが、X は昭和 21 年に A 女と情交関係を持ち、A 女が妊娠したことから、夫婦関係が破綻した。そこで X が A と円満な家庭生活を営み、Y とは 2 年間も別居していることは民法 770 条第 1 項 5 号に定める「その他婚姻を継続し難い事由」にあたるとして、離婚を請求した。

原審判決は X の請求を認めなかったため、X が上告した。

<判決> 一部省略

もしかかる請求が是認されるならば、Y は全く俗にいう踏んだり蹴ったりである。法はかくの如き不徳義勝手気儘を許すものではない。道徳を守り、不徳義を許さないことが法の最重要な職分である。総て法はこの趣旨において解釈されなければならない。

→このように最高裁は、X の請求を棄却し、以来、有責配偶者からの離婚請求は許されないという判例法理が確立した。

#### 【現在】

→緩和の傾向にある。

{例えば、、、}

- ・婚姻の破綻について、双方の有責性を比較し、より有責性の多い配偶者の離婚請求は認めないが、より有責性の少ない配偶者の離婚請求を認めるもの。
- ・離婚が破綻した後に、夫が他の女性と同棲したとしても、そのことは有責行為にならないとするもの

## 有責配偶者からの離婚請求

### 原則

認めない。  
(結婚関係の破綻を招いた張本人が離婚を求めることは、  
社会正義に反するから)



### 例外

以下の条件を満たせば、認められる場合もある。

- ① 夫婦の別居が相当の長期間に及んでいること
- ② 夫婦の間に未成熟の子が存在しないこと
- ③ 離婚によって相手方が極めて過酷な状態に置かれること

{代表的な判例} 最判昭和 62・9・2 民集 41 卷 8 号 1423 頁

X と Y とは、昭和 12 年に婚姻届けをして夫婦となったが、子が生まれなかったため、同 23 年に訴外 A の長女 B および次女 C と養子縁組をした。

X と Y とは、当初は平穏な婚姻関係を続けていたが、Y が昭和 24 年ころ X と A との間に継続していた不貞な関係を知ったのを契機として不和となり、同年 8 月ころ X が A と同棲するようになり、以来今日まで別居の状態にある。なお、X は、同年 29 年に、A との間にもうけた D および E の認知をした。

Y は、X との別居後生活に窮したため、昭和 25 年 2 月、かねて X から生活費を保証する趣旨で処分権が与えられていた X 名義の建物を 24 万円で他に売却し、その代金を生活費に当てた事があるが、そのほかには X から生活費等の交付を一切受けていない。Y は、右建物の売却後は実兄の家の一部屋を借りて住み、人形製作等の技術を身につけ、昭和 53 年ころまで人形店勤務するなどして生活を立てていたが、現在は無職で資産をもたない。X は精密測定機器の製造等を目的とする二つの会社の代表取締役、不動産の賃貸等を目的とする会社の取締役をしており、経済的には極めて安定した生活を送っている。

X は、昭和 26 年ころ東京地方裁判所に対し Y との離婚を求める訴えを提起したが、同裁判所は、X と Y との婚姻関係が破綻するに至ったのは X が A と不貞な関係にあったことおよび Y を悪意で遺棄して A と同棲生活を継続していることに原因があるから、右離婚請求は有責配偶者からの請求に該当するとして、これを棄却する旨の判決をし、この判決はその後確定した。

X は、昭和 58 年 12 月ころ Y を突然訪ね、離婚並びに B および C との離縁に同意するよう求めたが、Y に拒絶されたので、同 59 年東京家庭裁判所に対し Y との離婚を求める旨の調停の申立をし、これが成立しなかったので、本件訴えを提起した。なお、X は、右調停において、Y に対し、財産上の給付として現金 100 万円と油絵 1 枚を提供することを提案したが、Y はこれを受け入れなかった。原審判決は、X の離婚請求を認めなかったため、X が上告した。

<判決> 一部省略

最高裁は、以下のように判示して、上告を認め、破棄差し戻しをした。

「夫婦の別居が両当事者の年齢及び同居期間の対比において相当の長期間に及び、その間に未成熟の子が存在しない場合には、相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的に極めて過酷な状態におかれる等、離婚を許容することが著しく社会正義に反すると言えるような特段の事情が認められない限り、有責配偶者からの請求であるとの一時をもって許されないとすることはできない。」とした。

## 有責配偶者判例

判決日時：最大判昭和 62 年 9 月 2 日 結論：破棄差戻（③の要件）

①相当長期間の別居	②未成熟子の不存在	③相手方配偶者が離婚により苛酷な状況におかれること（苛酷条項）
肯定	肯定	差戻
36 年。同居期間や双方の年齢を対比するまでもなく長期といえる。同居 12 年。	両者の間に子はいない。ただ、後に不貞の相手方となる者の長女・次女を養子縁組しているが未成熟ではない。	趣旨：五号所定の事由に係る責任、相手方配偶者の離婚による精神的・社会的状態等は殊更に重視されるべきものでなく、また、相手方配偶者が離婚により被る経済的不利益は、本来、離婚と同時に又は離婚後において請求することが認められている財産分与又は慰籍料により解決されるべきものである。

**補足：**

有責配偶者からの離婚請求の要件を定立。また、相手方の申立によっては離婚に伴う財産上の給付の点についても審理し解決をも図るのが相当であるとも示した。

---



**1996年 民法改正案要綱 第七 裁判上の離婚**

- 一 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができるものとする。  
ただし、(ア) 又は (イ) に掲げる場合については、離婚関係が回復の見込みのない破綻に至っていないときは、この限りでないものとする。  
(ア) 配偶者に不貞な行為があったとき。  
(イ) 配偶者から悪意で遺棄されたとき。  
(ウ) 配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。  
**(エ) 夫婦が五年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき。**  
**(オ) (ウ)、(エ) のほか、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき。**
- 二 裁判所は、一の場合であっても、離婚が配偶者又は子に著しい生活の困窮又は耐え難い苦痛をもたらすときは、離婚の請求を棄却することができるものとする。  
**(エ) 又は (オ) の場合において、離婚の請求をしている者が配偶者に対する協力及び扶助を著しく怠っていることによりその請求が信義に反すると認められるときも同様とするものとする。**
- 三 第七百七十条第二項を準用する第八百十四条第二項（裁判上の離縁における裁量棄却条項）は、現行第七百七十条第二項の規定に沿って書き下ろすものとする。



しかし、各方面で、家族の一体感を損ね家庭を崩壊させる、といった強い反対意見があり、政府の法案提出は先送りされている



### Ⅲ 欧米諸国の離婚制度

～フランスの例～

裁判所を介するため、日本よりも時間がかかる。離婚の手続きは、夫婦間の話し合いで離婚の条件を定める協議離婚と、訴訟で裁判所に離婚の条件を定めてもらう訴訟離婚（許諾、過失、破綻離婚）に大別される。

- ・ 協議離婚

…夫婦共に離婚をすることと、離婚した後の夫婦間および夫婦それぞれと子供との関係の全てについて合意していることが条件。日本の協議離婚と違い、裁判所によって離婚の条件が審査され、弁護士の関与が義務（2人で共通の弁護士1人に依頼しても可）。

- ・ 許諾離婚

…夫婦共に離婚そのものには同意しているが、離婚の諸条件（離婚後の夫婦の住居の帰属、離婚補償金の額や支払い方法、子の監護権、養育費など）に関して意見が合わないため、訴訟を起こして裁判所に決めてもらう。夫婦それぞれに弁護士が必要。和解の法廷（後述）または訴状通達前に夫婦が弁護士の介在の下で離婚許諾確認書に署名した後は、別の訴訟離婚に変えることはできない。

- ・ 破綻離婚

…夫婦が2年以上同居していないことが要件。離婚を希望する配偶者が原告の訴状を相手に送る時点で最低2年間別居状態が続いているという客観的事実があれば離婚が認められる。

- ・ 過失離婚（有責離婚）

…夫婦の一方が結婚にまつわる義務を著しく怠ったとき、または繰り返し守らず、それにより他方が共同夫婦生活を継続することが不可能であることが要件。提示された証拠を基に、裁判所によってその過失が法律で定められた「過失の要件」を満たすかが判断される。離婚を正当化する過失が証明されない場合には離婚の請求は却下されてしまう。また自分に過失の要素がある場合には訴えた相手側から反訴請求をされた敗訴してしまう場合があるので要注意。

☆2005年の改正で離婚訴訟の42%を占めているといわれる、不倫や暴力を理由とする有責離婚において、離婚申請時に必要だった有責事由報告書の提出は不用となった。また一方的有責を帰せられた配偶者は、離婚後の補償給付を請求できなかったが今後は請求可能になった

→フランスも含めて、欧米では1960年代終わりから80年代にかけて、離婚法制の破綻主義化が進行した

\*イギリスに至っては1969年の改正で婚姻の回復し難い破綻を唯一の離婚原因とした（証明の基準として有責行為の例を挙げているため批判も多いが…）

！かつては、多くの国で離婚そのものが認められていなかったが、“基本的に結婚を永続的なものと考えず、気に沿わない相手と暗い結婚生活を送るくらいなら、新たな出発をすることを保証すべき”という考えからこのような大きな変化が起こった！

（キリスト教カトリック教会、婚姻非解消主義の背景で長年離婚は認められていなかった。その中で大きな変化として、1970年にイタリアがついに離婚法を認めたことを皮切りに離婚が認められるように）

＊破綻主義による変化で伴ったもの

有責主義から破綻主義への移行で離婚率は変わらないという議論もあるが、現実には17%から20%の離婚率の上昇が生じている（上昇は法改正後数年に限られ、いずれ元の離婚率に戻るとい説も多いが現状では明確ではない）。

～アメリカの場合～

アメリカではそれぞれの州で異なった離婚制度を採用し、有責原因を残しつつ破綻原因を採用しているものが多い。しかし、有責原因には性格不一致と別居を含むものもあり、日本の制度とは異なる。例…ニューヨーク州、ネバダ州、テキサス州

また、破綻主義のみをとっている州も見られる。例…フロリダ州

### ○積極的破綻主義反対側（積極的有責主義反対側）の主張

日本は当事者間の合意さえあれば裁判所に行かなくても離婚できるという、西欧の基準からは特殊な家族法を有しており、離婚の多くが裁判所を介在しないで行われるため、かえって離婚における明確で具体的な共通基準が確立されていない。よって破綻主義に軸を置いた離婚、すなわち積極的破綻主義による離婚は困難？

また、破綻に責任のない特に妻の側が離婚によって経済的に不利な立場におかれるのは不当であり、これを認めれば、勝手に浮気をした夫が身勝手に妻を追い出す「追い出し離婚」を許諾する事になる。有責者からの離婚請は倫理的側面からも認めがたい

### ○積極的破綻主義賛成側（積極的有責主義賛成側）の主張

今のまま積極的破綻主義を認めない現状が日本の裁判離婚になった場合の長期化・結果の予測不可能性・不安定性等をうみだしている？

- ① 婚訴訟が汚くなる
- ② 裁判官個人の価値観によって結果が左右される
- ③ 夫婦を傷つけ、離婚後の再出発を妨げる
- ④ 夫婦の間を決定的に破壊し、子に悪影響を及ぼす等の問題が生じることになる

という4点が主に有責主義の問題点として提起されている

また、積極的破綻主義が認められつつも裁判離婚の形態をとっている欧米では、裁判などの離婚手続きを避けるために事実婚を選択するカップルが増加している。裁判をもちない日本の離婚制度で、積極的破綻主義を認め、離婚手続きが短くなれば、結婚に対する負担感の軽減につながり、結婚をためらっている層が結婚を前向きに考えるという効果が期待できる。さらには非婚化・晩婚化を原因とした少子化対策にもなるのではとされている。

#### <参考文献>

弁護士法人 フラクタル法律事務所 HP

<http://www.rikon-bengoshi.net/etc/yusekihaigu.html>

PRESIDENT Online HP

<http://president.jp/articles/-/1277>

阿部オフィスの男の離婚相談 HP

[http://abe-jim.com/index\\_yuseki.htm](http://abe-jim.com/index_yuseki.htm)

離婚サポート HP

[http://www.sodan.co.jp/rikon/2008/02/post\\_74.php](http://www.sodan.co.jp/rikon/2008/02/post_74.php)

法務省 HP

[http://www.moj.go.jp/shingil/shingi\\_960226-1.html](http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_960226-1.html)

小松亀一法律事務所 HP

<http://www.trkm.co.jp/danjyo/06020401.htm>

高橋朋子・床谷文雄・棚村政行「民法7親族・相続」有斐閣アルマ、2014

# 論点 1

## A. 現状維持（消極的破綻主義）

有責配偶者から離婚請求を原則として認めず、信義則を含む条件付きで認める。

（有責配偶者からの離婚請求については条文には記載しないため、具体的な別居年数や未成年の子供の存在についてもケースごとに判断、信義則は有責配偶者の離婚請求を棄却する場合と許容する場合の両方ではたらく）

## B 1996年民法改正案の離婚請求に関する条項を採用する（積極的破綻主義）

有責配偶者からの離婚についても条文で認める。（現状の条件や信義則については条文上で維持しているが、具体的な数字を記しや信義則のはたらく場合を有責配偶者の離婚請求を棄却する場合のみに限定する）

## 論点 2

### A 現状維持（消極的破綻主義）

有責配偶者から離婚請求を原則として認めず、信義則を含む条件付きで認める。

（有責配偶者からの離婚請求については条文には記載しないため、具体的な別居年数や未成年の子供の存在についてもケースごとに判断、信義則は有責配偶者の離婚請求を棄却する場合と許容する場合の両方ではたらく）

### B 1996 年も改正要綱についての条件をさらに限定（超積極的破綻主義）

1996 年の条文から信義則も排除し、5 年以上の別居状態という婚姻破綻の現状のみを条件にする。

（離婚という繊細な家族の問題については信義則はすべての面で排除）

## 新聞記事参考

●朝日新聞 2004年11月18日 夕刊 1社会 019

別居2年4カ月、離婚請求認めず 最高裁判決

別居期間が2年4カ月では夫婦関係が破綻したとはいえず、有責配偶者（夫婦関係を壊す原因をつくった側）からの離婚請求は認められない。最高裁第一小法廷（横尾和子裁判長）は18日、こんな判断を示した。離婚訴訟では近年、有責配偶者からの請求でも事情に応じて認める方向が強まっているが、同小法廷は個々のケースを慎重に検討して判断すべきだという姿勢を改めて示した。

この訴訟では、広島市の夫（34）が別居中の妻（34）との離婚を求めて提訴。一審は請求を棄却したが、二審は夫の訴えを認め、妻側が上告した。同小法廷は二審判決を破棄し、夫の請求を退けた。

同小法廷は、夫について、他の女性と関係をもっていたとした一、二審の判断に従い、有責配偶者と認定。夫婦の同居期間が6年7カ月であるのに対し、その後の別居期間が2年4カ月しかない点をとらえ、「別居が相当の長期に及んでいるとはいえない」と述べた。

●毎日新聞 1999.08.03 東京夕刊 8頁 社会

異例…別居わずか2年、30代夫婦の離婚認める 妻の請求受け — 大阪地裁判決

◇「妻は人間的に未熟、夫も包容力足りない」

大阪府内の30代前半同士の夫婦をめぐる、妻が求めた離婚訴訟で、大阪地裁が「妻は社会人として未熟で、夫婦の婚姻関係は修復できない」として離婚を認めていたことが2日、分かった。最高裁は夫婦関係崩壊の原因を作った当事者（有責配偶者）からの離婚請求について、別居期間が長期に及ぶなどの厳しい条件を付けている。今回の夫婦の別居期間は2年余り。裁判所がこうしたケースで破たんを認めるのは極めて異例で、「愛と信頼」に結婚のベースを置いたとみられる。

判決によると、2人は社内恋愛で1996年6月に結婚。妻はまず、新婚旅行で夫がスーツケースを運ぶのを手伝わなかったとして、一緒にやっていく自信を失った。別れようと考え、いったん思い直したが、帰国後、どちらの実家に先に行くかで夫婦げんか。

97年3月に長男を出産したものの、初節句のことでまた、もめた。翌月には宮参りでけんかし、妻が実家に戻って以降は別居状態が続いた。

若林諒裁判官は先月27日の判決で「妻は人間的に未成熟で、妻の母親がたびたび新居を訪れ何日も滞在するなど母親に依存しがち」と指摘。そのうえで、「このような妻には、夫は親のような包容力を求められる。だが、夫も年齢的、人間的に力が及ばず、婚姻関係は破たんしている」と判断し、離婚を認めた。

最高裁は87年に離婚訴訟の判例を変更し、有責配偶者からの離婚請求を認め、破たん主義を採用した。しかし、別居期間が長期間に及ぶことや、未成熟の子供がいらないなど厳しい条件を付けた。今回の判決はその判例を大きく踏み越えた。

妻の代理人の弁護士は「妻に一方的に責任があるとした認定は不満だが、夫に責任がないとしながら、離婚を認めたのは画期的。愛情と信頼の喪失を判断する破たん主義の典型的な判決だ」と話している。片や夫側の代理人は「そもそ

も妻がなぜ離婚を求めているのかが分からず、弁論でも納得いく説明がなかった。裁判所がここまで破たん主義によった判決を出し驚いている」とコメントした。【和泉かよ子】

●毎日新聞 1998.09.27 東京朝刊 30頁 社会

夫の都合で離婚ダメ！大阪地裁・50歳男性の請求を棄却——暴力、別の女性と同居…

◇暴力振って家出して、別の女性と同居して…

夫婦げんかで頻りに妻（48）に暴力を振った揚げ句、約5年前から家を出て別の女性と同居を始めた会社員の夫（50）が離婚を求めて裁判に訴えたが、大阪地裁の福井章代裁判官は「破たんの原因は夫にある。夫婦関係の回復はもはや無理」と判断しながらも離婚を認めなかった。

判決によると、夫婦は75年、社内恋愛で結婚し、長女をもうけた。当初は円満だったが、夫の海外出張で不在の日が増え始めた82年ごろから、夫が妻を殴ったり、けったりするようになった。その後もげんかが絶えず、夫の暴力にたまりかねた妻が「女性関係を会社の上司に報告する」と言い出した。夫は93年10月に家を出て、間もなく別の女性と暮らすようになった。

夫は昨年3月、大阪家裁に離婚調停を申し立てたが、妻が応じず不調に終わった。このため、夫が大阪地裁に提訴した。

福井裁判官は、夫が今も女性との関係を継続していることなどから、夫婦関係が完全に破たんしていると認定した。夫について（1）家事、育児に追われた妻の心情を全く理解しなかった（2）気に入らないことがある度に暴力を振った（3）自ら家を出て、他の女性との関係を続けている——と指摘。そのうえで「これまでの夫婦の同居期間を考えると、別居期間はそう長期とはいえない。今回のケースは夫婦関係を破たんさせた夫からの離婚請求は許されない」と判断した。ただ、妻に対しても「海外出張で忙しい夫への思いやりが欠ける面もあった」と諭した。

最高裁は87年9月、有責配偶者からの離婚請求でも「社会正義に反する特段の事情がない限りは離婚は許される」との判断を示している。【小栗高弘】

●朝日新聞 1995年10月18日 朝刊 2家 020

離婚の自由か、弱者の保護か 5年別居離婚めぐりシンポ

「離婚の条件をもっと緩めるべきだ」「いや。それでは、経済力のない妻が一方的に不利になる」——。法制審議会（法務大臣の諮問機関）の民法部会は先月、五年別居後の離婚を認めることを盛り込んだ中間報告をまとめた。これに反対する弁護士らのグループ「五年別居離婚に反対し、女性の自立を考える会」が十二日、都内で賛否両方の意見を交換するシンポジウムを開いた。

中間報告では、離婚請求の要件として、従来から定められている「不貞行為」「悪意での遺棄」「三年以上の生死の不明」などの項目に、「夫婦が五年以上継続して共同生活をしていないとき」「婚姻関係が回復の見込みがない程度に破綻（はたん）している」が新たに加えられた。

一方、身勝手な離婚請求に歯止めをかける目的で、離婚により配偶者や子どもが社会的、経済的に著しく過酷な状態におかれる時と、離婚請求をしている者が配偶者に対する協力、扶助を著しく怠っていて、請求が信義に反すると認められた時（信義則条項）は、離婚請求を棄却できる、ともしている。

シンポジウムではまず、参議院議員で離婚相談を主宰するなど離婚問題にくわしい円（まどか）より子さんが、改正に賛成の立場から「一方の当事者の離婚の意志が堅ければ、それを認めるのが、人間の尊厳を守ることになる。相手の同意がなければ離婚が難しい現状は是正されるべきだ」と主張した。

これに対し、民法改正に反対の弁護士の後藤富士子さんは「女子大生でさえ就職難の時代に、中高年の離婚女性は就職もできず、貧困に陥られるのは明らか。欧米のような、夫の給与からの養育費の天引きや、国の養育費の立て替え払いなどの制度にも、中間報告では言及されていない。経済的な手当てのないままに、国家が離婚を強制しているのか」と反対論を述べた。

続いて、木村晋介、亀井とも子の両弁護士が賛否それぞれの立場で対論した。

木村さんは、「女性は経済的に弱者だというのが、離婚しても女性が自立できる社会を目指すのが本筋ではないか」「結婚の自由があるなら、離婚の自由もあるはず。離婚の条件も緩和されるべきだ。だれでも一回の結婚で理想の相手をめぐり合えるわけではない。新しい家庭を築いている人もおり、その家庭を守る必要もある」と賛成を表明。

亀井さんは「男女の真の平等が実現されるのは、遠い先のこと。育児や介護、夫の転勤などでやむなく仕事を辞める女性も多い現状では、あまりに不公平な内容」「今の法律でも、時間をかけて話し合えば離婚はできる。今以上に有責配偶者の離婚の自由を拡大する必要はない」と反論した。

会はシンポジウムに先立って、衆参両院の女性議員三十四人にアンケートをした。回答を寄せたのは十一人。五年別居後に有責配偶者からの離婚請求を認めることに対して、賛成は一、反対が四、賛否を明らかにしないなどその他六だった。

## まとめ

- ・信義則条項は曖昧であるため、裁判官の裁量で判断が分かれる

## 有責主義

- ・見せかけの人生を強要することになる？
- ・婚姻関係の実態を無視している？
- ・離婚の原因を作った者の配偶者を守る

## 破綻主義

- ・「愛情と信頼の損失」を判断する
- ・離婚の自由を広く認める
- ・結婚・育児・介護等でキャリアを中断することの多い女性にとって不公平？
- ・有責配偶者の離婚の自由を広く認める必要はない？